

民間提案制度の導入について

1 趣旨

平成23年6月1日公布、同年11月30日施行のPFI法改正により、PFI事業を実施しようとする民間事業者が、公共施設等の管理者等に対し、PFI事業に係る実施方針を定めることを提案することが可能となり、提案を受けた行政においては、新たに、当該提案の検討と結果の通知が義務付けられています。

PPPは、事業の計画策定段階から、民間企業の創意工夫やノウハウを取り入れながら進めること、また、民間事業者が参画可能となる発注条件を早期に構築する必要があることなどから、PPPの可能性のある事業については、早い段階から民間への情報提供を行うことが重要と考えられます。

盛岡市では平成29年3月に『官民連携事業（Public Private Partnership）の取組方針』を定め、PFIをはじめとするPPP手法の活用を検討する取組を全庁的に推進しています。

そこで、盛岡市では国のPFI法及びガイドライン及び上記『官民連携事業PPPの取組方針』等を踏まえながら、民間事業者の創意工夫やノウハウを活かした民間発案及び民間提案（以下「民間提案等」という。）を積極的に受け付ける体制を整備するとともにPPPの取組推進に資することを目的として、PPP/PFI民間提案等ガイドブック（以下「民間提案等ガイドブック」という。）を策定しました。

なお、民間提案等ガイドブックは民間提案等への盛岡市の対応などの方針について、民間事業者と市職員の双方が理解していただくことを目的としており、今後も民間発案や民間提案の実績などを踏まえ適宜見直しを行いながら対応していきます。

2 民間提案等ガイドブックの概要

(1) 提案のフロー

- ア 対象事業の抽出・公表（PPPロングリスト・PPPショートリスト）
- イ 事前相談
- ウ 公募による提案受付
- エ 検討・審査の実施
- オ PPPショートリストへの掲載・実施方針への反映、事業着手への準備

(2) 民間提案の種類

ア 民間発案（主にアイデアを求めるもの）

P F I法に基づかない民間事業者の任意の提案。

P P Pロングリスト掲載の事業を対象に，年度内募集する。

イ 民間提案（主にP F I法に基づくもの）

P F I法第6条に基づくP F I事業を実施しようとする民間事業者からの実施方針の策定に係る提案等。

P P Pショートリスト掲載の事業を対象に，概ね当該年度の6月までに募集する。

※今年度は該当する施設がなかったため，ショートリストはありません。

(3) 対象事業の抽出

ア 対象事業区分

(7) P P Pロングリスト

盛岡市総合計画及び盛岡市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に掲載されている公共施設等の整備等を伴う事業の中から，将来的にP P P/P F Iによる事業実施の可能性が考えられるもの（優先的検討の対象事業以外も含む）。

(1) P P Pショートリスト

P P P/P F Iによる事業化の方向性が決定し，その年度に，最適な事業手法の検討調査，アドバイザー等業務委託が予定されるほか，盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画（初年度分）に掲載された施設などに係る予算措置が行われているもの。

※今年度は該当する施設がなかったため，ショートリストはありません。

(4) 具体的な処理手順

ア 民間発案の処理手順（主にアイデアを求めるもの） ※図1のとおり

イ 民間提案の処理手順（主にP F I法に基づくもの） ※図2のとおり

民間発案の処理手順と同様の手順となるが，ショートリスト掲載事業を対象とするほか，P F I法に基づくため提案書がV F M検討結果等を含めた詳細なものとなることから，提案書受理後の検討部分が「事前審査」及び「本審査」に分かれる。

(5) 検討体制

ア 窓口となる課（P P P/P F I制度所管課）及び実施する課（事業担当課）

イ 関係課長会議等（施策上の重要度が高い案件の場合は，必要に応じてP P P/P F I関係課長会議，政策形成推進会議，庁議に諮る。）

ウ P P P/P F I事業審査委員会（P F I法による民間提案の場合。内部職員のほか，

必要に応じて外部有識者)

(6) 民間提案等に対する評価

事業者公募時における審査上の優遇措置（加点点評価等）について導入の検討をしている。

※他都市においては、随意契約、審査時の加点、事業費の加算（成功報酬型）等の例もみられることから、当該取扱いについては検討を進めていく。

図 1

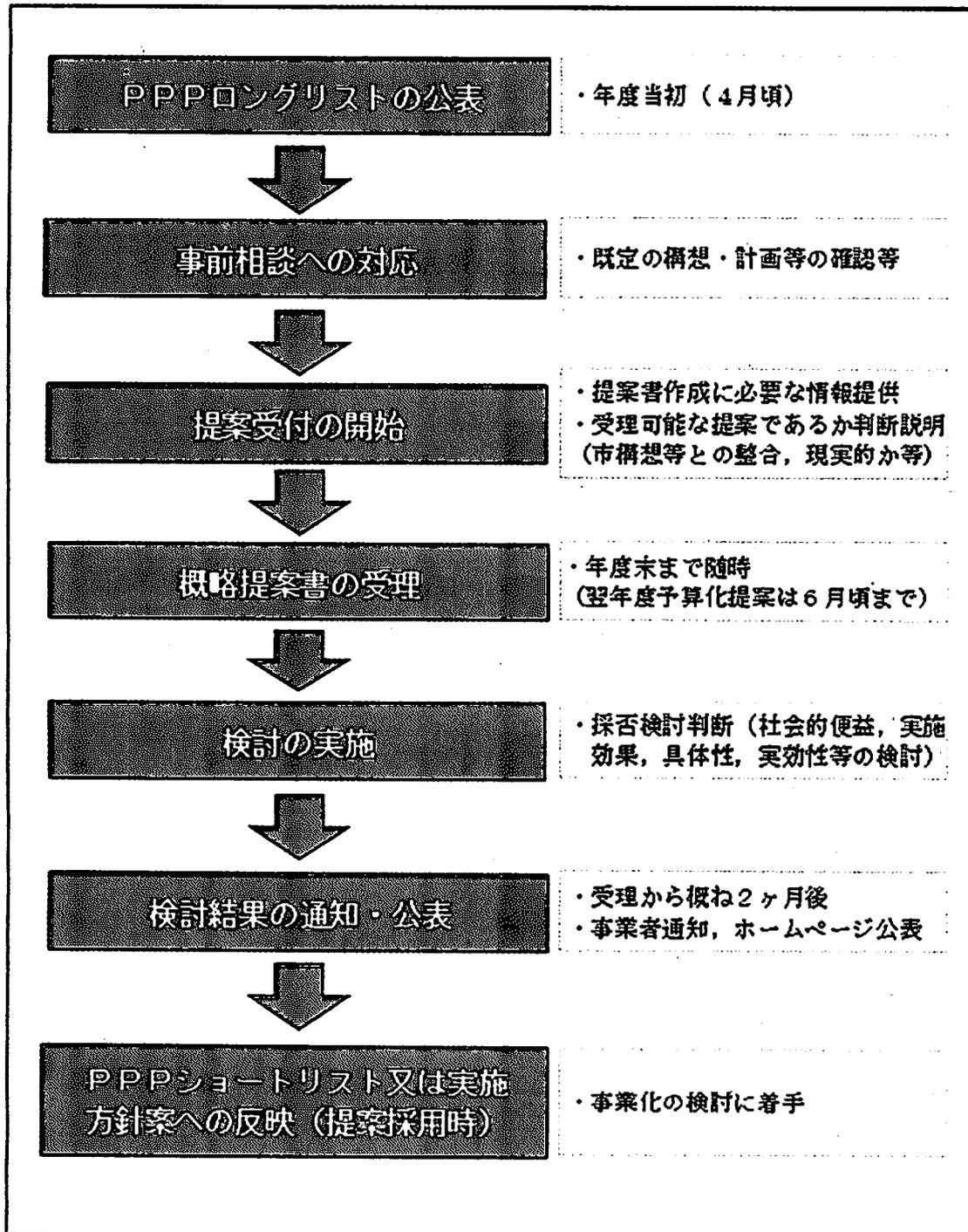


図2

